茨城県生活環境の保全等に関する条例に規定する振動特定施設

1	金属加工機械
	ア. 液圧プレス(矯正プレスを除く。)
	イ. 機械プレス(呼び加圧能力が294 キロニュートン以上のものに限る。)
	ウ. 鍛造機
	工. 動力切断機
2	土石用又は鉱物用の破砕機, 摩砕機, ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5 キロワット以
	上のものに限る。)
3	建設用資材製造機械
	コンクリートプラント(気ほうコンクリートプラントを除き, 混練機の混練容量が0.45 立方メートル以上のものに限
	る。)
4	木材加工機械
	イ. ドラムバーカー
	ロ. チッパー(原動機の定格出力が2.25 キロワット以上のものに限る。)
5	鋳型造型機(ジョルト式のものに限る。)
6	建設又は建築の現場工事に用いるもの(同一の場所において引き続き30 日以上作業する場合に限る。)
	ア.くい打機(動力を用いるものに限る。)
	イ. さく岩機
	•